

市有地貸付 募集要項

次の物件について、制限付一般競争入札（郵便入札）により貸付の公募を行います。
この募集要項をよくお読みいただき、各記載事項を承知のうえ、お申込みください。

1 貸付物件

物件 1

土地	所 在 地	長崎市賑町2番2の一部①
	公 簿 地 目	宅地
	貸 付 面 積	55.80m ²

物件 2

土地	所 在 地	長崎市賑町2番2の一部②
	公 簿 地 目	宅地
	貸 付 面 積	55.60m ²

物件 3

土地	所 在 地	長崎市賑町2番2の一部③
	公 簿 地 目	宅地
	貸 付 面 積	79.69m ²

※現地説明会は行いませんので、各自で事前に現地確認を行い、納得のうえで入札に参加してください。

2 貸付期間等

- (1) 貸付期間は、次のとおりとなります。

貸付地	貸付期間
全物件	令和8年4月1日0時から令和9年3月31日 24時まで

- (2) 貸付期間には、使用に当たって必要な整備等に要する期間及び原状回復期間が含まれます。
(3) 貸付期間満了時、その後も貸付を行う場合は、改めて入札等により利用者を選定します。
(4) 貸付期間中の途中解約は、原則認めません。
(5) 長崎市が貸付物件を、公用若しくは公共用に供するために必要とするとき、又は借受人における貸付の条件に違反する行為があると認めるときは、貸付契約の全部又は一部を解除又は変更することができます。

3 貸付料

- (1) 貸付料は、落札金額に消費税及び地方消費税を加えた金額とします。
(2) 貸付料は、契約締結後、長崎市が発行する納入通知書により、指定する期限までに一括して納入していただきます。

4 入札参加資格・申込方法等

公告文をご確認ください。

5 用途の指定・制限

(1) 用途の指定

貸付物件は、次の用途に限り利用できます。

ア 建物を建築せず、借地権等の権利が発生しないものとし、入札参加申込時に提出した土地利用計画において、市有地の利用に適切であると長崎市が認めたものであること。

イ 平面的な利用又は一時的な利用であること。(駐車場、資材置場など。)

(2) 用途の制限

次の用途での利用はできません

ア 振動、悪臭及び騒音など、著しく環境を損なう又は他に迷惑を及ぼすと予想される場合

イ 政治的用途又は宗教的用途に用いる場合

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に該当する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に用いる場合

エ 長崎市暴力団排除条例（平成 24 年長崎市条例第 59 号）に規定する暴力団員、暴力団関係者又はその他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動に用いる場合

オ 公序良俗に反する用途、その他社会通念上不適切と判断される場合

カ 建物の建設、又は構造物等（仮設を除く。）の設置を目的とする場合

キ 廃棄等を目的とする産業廃棄物及び残土等の置場として利用する場合

ク その他、市有地の利用に適さないと判断される場合

6 利用に関する注意事項

(1) 保管義務等

- ・ 土地の利用に当たっては、必要な注意を払い、正常な状態で維持してください。また、適切な安全管理を行ってください。
- ・ 借受人の責めに帰すべき事由によって土地を毀損したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償していただきます。
- ・ 必要な除草作業及び廃棄物の処分などの維持・管理は、借受人の費用において、責任をもって行ってください。
- ・ 貸付物件の原状を変更して看板等の工作物を設置する場合は、事前に、長崎市へ申請し承諾を受ける必要があります。なお、工作物は簡易に取り外せる構造のものに限ります。
- ・ 土地の使用に当たっては、隣接地権者等との調整を行ってください。
- ・ 事故又はトラブルが発生した場合は、借受人の費用及び責任において迅速かつ誠実に対応するとともに、必要に応じ長崎市へ報告を行ってください。

(2) 契約の解除

入札参加時の申込書類等に虚偽の記載があったとき、貸付料を納入通知書により指定した納期限までに納付しないときなどは、契約を解除することができます。

(3) 返還時の条件

貸付期間が満了したとき又は契約を解除されたときは、貸付期間満了日又は長崎市が指定する期日までに、借受人の責任と負担において貸付物件を原状回復し返還してください。なお、返還に際しては、事前に長崎市の確認を得てください。

(4) 法令等の遵守

貸付物件の使用に当たっては、長崎市有財産規則のほか、適用される法令等がある場合は、当該法令等を遵守してください。

7 問い合わせ先

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号（長崎市役所10階）

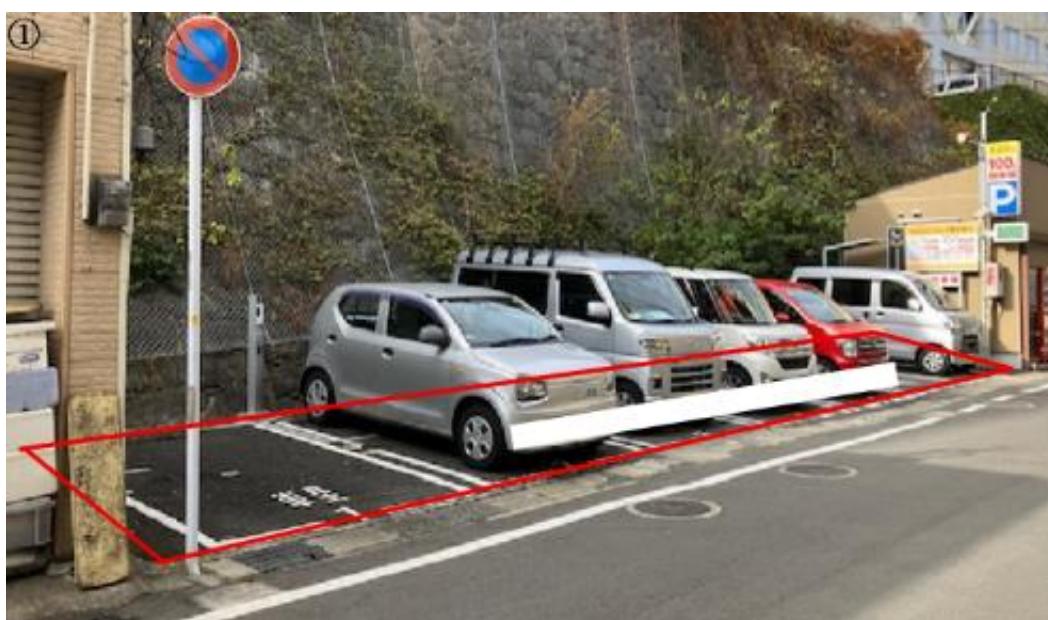
長崎市資産経営課財産管理係 富永

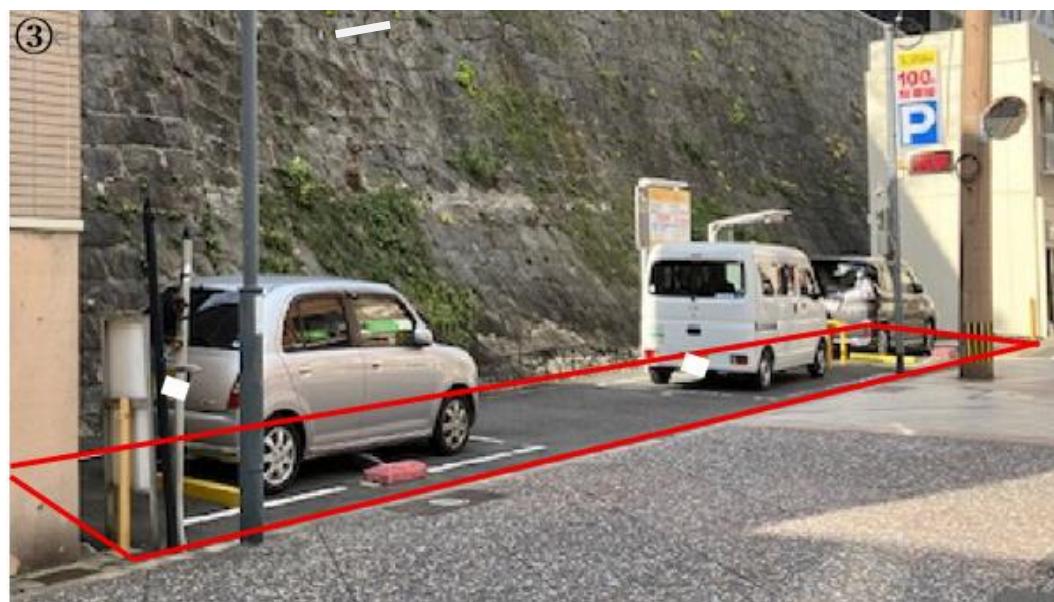
電話 095-829-1127 FAX 095-829-1248

メールアドレス: shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp

位置図及び写真

物件 1、2、3：賾町 2番 2 の一部①②③





※赤枠は、およその敷地範囲を示すもので、実際の土地の形状とは異なります。